

「指名停止基準の見直し」と「暴力団排除対策の徹底」について(お知らせ)

公正で適正な契約および入札を更に推進するため、平成22年10月1日から「練馬区競争入札参加有資格者への指名停止の措置をとる要件と指名停止期間の見直し」と「練馬区が発注するすべての契約から暴力団を排除するための対策の徹底」を下記のとおり行うこととしましたのでお知らせいたします。今後ともなお一層のご協力をお願いいたします。

記

1 指名停止基準を見直します。

主な見直し内容

情状に応じて適用する指名停止期間は、事例の性質別に適用の上限と下限を基準で定めています。この上限と下限について、より厳格な指名停止措置を行うための見直しを行いました。また、新たに苦情申立制度を設けたほか、指名停止措置の公表などの見直しを行いました。

事例1 区の契約に関して談合の容疑で逮捕もしくは起訴された場合

6か月から24か月の範囲内で指名停止期間を決定します。(改正前の下限は2か月です。)

事例2 区の契約の履行にあたり契約に違反した場合

1か月から12か月の範囲内で指名停止期間を決定します。(改正前の上限は9か月です。)

事例3 落札決定後に正当な理由なく契約を締結しない場合

1か月から24か月の範囲内で指名停止期間を決定します。(改正前の上限は9か月です。)

2 警視庁と連携し、暴力団排除対策を徹底します。

(1) 暴力団等に関係する事業者に対し、入札参加除外措置を行います。

除外措置の要件例1 警視庁から提供された情報に基づいて、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるときは24か月(措置期間内に改善されない場合は改善された日と認められる日まで)、区の契約から排除します。

除外措置の要件例2 警視庁から提供された情報に基づいて、業務に関し不正に財産上の利益を図るために、暴力団または暴力団員を利用したと認められるときは24か月(措置期間内に改善されない場合は改善された日と認められる日まで)、区の契約から排除します。

(2) 入札参加除外措置を受けた事業者は、すべての区の契約から排除されます。

一般競争入札、指名競争入札および随意契約の相手方となることはできません。また、契約履行中に入札参加除外措置を受けた場合は、当該契約を解除し、違約金の支払いを求めます。

(3) 契約履行に関する不当介入を受けた場合、その旨の届出を義務付けます。

暴力団等から不当介入を受けた場合、区への報告および警察への届出を行っていただきます。

3 いずれも平成22年10月1日から適用します。

- ※10月1日以降契約予定の公告案件には「入札参加除外措置を受けていないこと」を要件に加えます。
- ※10月1日以降が契約日の契約書には、上記内容が含まれた暴力団排除に関する条項を追加します。

4 詳しくは区ホームページをご覧ください。

今回のお知らせ内容に係る「基準」および「要綱」は、区ホームページ「契約・入札情報」で閲覧することができます。